

企画提案競技に関する質問への回答

	質問内容	回答	回答日
1	企画提案競技実施要領の 3. 委託期間が契約締結から令和 8 年 3 月 13 日（金）迄、4. 委託料の上限額の中に「委託料の支払いは原則、委託業務完了後、精算払とする」と書いています。 また委託仕様書の 4（5）に新規家具什器等の搬入を 10 月 13 日（祝）までの休日を想定とされていると書いています。 新規家具及び建材商品納品完了後、新規家具及び建材商品他納品諸経費だけでも出来高支払いの検討は可能でしょうか？ （例えば 10 月 13 日迄の納品で 12 月末迄にお支払い等）	昨年度も同じ御質問を頂き回答差し上げましたが、特段事情は変わっておらず、業務遂行の関係上、委託料を先に受け入れなければならないといった相当の理由がないかぎり、原則、精算払としています。	5月8日